令和３年度　第１回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時　　令和３年８月23日（月）　幹部会終了後
場所　　東庁舎大会議室

１　市職員等による障害者差別に関する相談事例　　【資料1】(P1)

２　今年度の主な取り組みについて　　【資料2】(P3)

３　障害者差別解消にかかる研修動画や資料の活用について　　【資料3】(P5)

＜参考資料＞
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正について（P7)
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について(P9)

資料１

市職員等による障害者差別に関する相談事例
（令和２年 10 月から令和３年３月まで）

（１）趣旨

令和２年度下半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

（２）集計件数

件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
２件	０件	０件	０件	０件	０件	０件	２件

【相談区分】

１　職員の対応　　（報告事例なし）

２　事務事業の実施方法等　（報告事例なし）

３　施設のバリアフリー関係（報告事例なし）

４　その他の相談等　　（事例１・２）

（参考）相談件数の推移

年度	件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
		差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
R2	４件	０件	０件	０件	０件	０件	１件	３件
R 元	９件	１件	２件	０件	０件	０件	１件	５件
H30	10 件	１件	１件	０件	０件	１件	２件	５件

（３）相談事例の概要

○その他の相談等

事例１	保育所の入所について
相談者	障害当事者（市障害者差別相談センター経由）
相談内容	障害のある子とその兄弟が同一の保育所へ入所を希望したが、第一希望の同一保育所に入所することができなかった。（区役所）
対応	本件については、兄弟と障害のある子が同一の園への入所を希望したところだが、障害の有無に関わらず希望どおりにならない場合があること、障害等の状況や程度によって受け入れる体制が整っていない場合は入所できないことを、繰り返し丁寧に説明している。 引き続き入所相談の際に、丁寧な説明を行うようにしていきたい。
ポイント	障害を理由とした取り扱いを受けたと誤解されないよう、できないとする理由など丁寧に説明していくことが必要とした事例。

事例２	特定健康診査について
相談者	障害当事者（肢体不自由）
相談内容	特定健康診査を実施する医療機関に予約申し込みをしたところ、「障害者の着替えが介助出来ない」と断られた。（健康福祉局）
対応	当該医療機関に確認したところ、障害者だから断ったのではないとのことであった。相談者は以前より医療機関のスタッフに介助を依頼していたところであるが、コロナ禍で非接触での受診を励行しているため、今回はスタッフによる介助が行えず、介助者を同行していただけない場合は受診困難である旨を説明したとのことであった。 相談者には当該医療機関の説明を伝え、各医療機関は人員不足や新型コロナウイルス感染予防の対策も必要であり、そういった事情もご理解いただきたいことを説明した。
ポイント	新型コロナウイルス感染症の感染予防を図りつつ、合理的配慮ができなかった事例である。対応が困難な場合は、障害のある方にその理由を説明することが必要である。

（参考）特定健康診査

名古屋市国民健康保険にご加入で 40 歳以上の方がいる世帯を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム） に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための健康診査（血液検査、尿検査、血圧測定、身体診察、身体計測）を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的として実施。

資料２

今年度の主な取り組みについて

〇バリアフリー法の改正を踏まえて、障害及び障害のある人への理解をより一層促進するための取り組みを新たに実施します。

１　障害理解に関する講師派遣事業

（１）趣旨

市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会的障壁を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供するもの。

（２）対象者

市民、市内の事業者（原則５人以上）

（３）内容

研修コーディネーターを配置し、申込者の要望等を踏まえて、障害のある人を含む講師と調整し、研修講師を派遣。

【テーマ】

・障害のある人による講演会
・車椅子の操作方法
・視覚障害のある人への誘導や案内方法
・聴覚障害のある人へのコミュニケーション方法
・知的障害や精神障害のある人等への配慮やサポート方法　など

（４）事業開始時期

令和３年度下半期

２　優先席、車椅子使用者用駐車場等の適正利用に関する周知啓発

（１）趣旨

高齢者や障害のある人がスムーズに外に出られるよう、優先席、車椅子使用者用駐車場等の適正利用について啓発するもの。

（２）内容

優先席や車椅子使用者用駐車場等の適正利用に関するポスターの作成。

（３）配布先

官公署、公共交通事業者　など

資料３

障害者差別解消にかかる研修動画や資料の活用について

各所属の研修で活用いただける動画や資料をイントラネット等で公開していますので、ぜひご活用ください。障害者差別解消推進条例や職員対応要領の周知をお願いします。

イントラネット

所属別ページ＞健康福祉局＞障害企画課＞障害者差別解消

動画「障害者差別解消の推進に係る課長級職員研修」

〇概要

職員対応要領に則った障害のある人への適切な対応を行っていくために法及び条例への理解を深める内容です。

〇テーマ・講師

「障害者差別解消の推進と市職員に期待すること」（約 60 分）
（講師：弁護士・名古屋市視覚障害者協会　会長　田中伸明さん）
「障害者差別解消の推進　相談事案からみえる対応のポイント」（約 40 分）
（講師：名古屋市障害者差別相談センター　センター長　吉川琢夫さん）

〇その他

・課長級職員以外の方でもご覧いただける内容となっています。
・DVD も貸し出ししていますので、お問い合わせください。

動画「動画で分かる“障害のある人もない人も共に生きるまち・なごや”」
（令和 2 年度「民間活力を活用した広報の実施」で作成）

〇「発見！心のバリアフリーの種」篇（約 13 分）

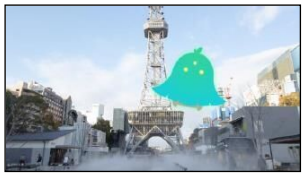

未来から現代の名古屋にやってきたキャラクターが「条例」や「障害のこと」を専門家にきいたり、まちを巡って様々な発見をしていきます。

〇「せやろがいおじさん」篇　（約 7 分）

YouTuber の「せやろがいおじさん」が障害者差別の解消やバリアフリーを独自の口調で語ります。

〇その他

いずれも「まるはっちゅ～ぶ」でも公開していますが、DVD も貸し出ししていますので、お問い合わせください。

各種資料
・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 （条例概要、本文、ガイドブック等） ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領等 （ハンドブック等） ・こんなときどうする？　障害を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要
（令和3年法律第56号）

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第７条においては、施行（平成28年４月）後３年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和２年６月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

１．国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

２．事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

３．障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

（１） 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

（２）国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

（３）地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日（令和３年６月４日）から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮**（**合理的配慮**）を行うことを求めている。

（※障害者差別解消法（改正法施行前）では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。）

段差がある場合に、スロープなどで補助する

意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年２月24日閣議決定）に基づき作成

参考資料

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について

（１）趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的とする。

（２）所掌事項

ア　庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること

イ　障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること

ウ　その他障害者差別解消の推進に関すること

（３）組織体制

推進会議　会長：副市長　構成員：各局室長等【別表１】

└幹 事 会　構成員：各局室区人事担当課長等【別表２】

【参考：令和２年度活動実績】

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

令和２年８月31日（月）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例　等
令和２年12月21日（月）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・各職場における合理的配慮等の事例　等

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会

令和２年５月（書面開催）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・今年度の主な取り組みについて　等
令和２年11月12日（木）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・各職場における合理的配慮等の事例　等

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室出納課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）
経済局総務課長
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局教務部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長